

倉敷市公共交通マップ作成業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公共交通に関する情報を分かりやすく提供し、利用促進を図ることを目的として実施する倉敷市公共交通マップ作成業務委託について、高度な企画力、技術力と実績を有する事業者をプロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 倉敷市公共交通マップ作成業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年12月5日まで
- (3) 業務内容 別紙「倉敷市公共交通マップ作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおりに従う

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年4月 7日（月）
- (2) 参加申込の受付締切日 令和7年4月16日（水）17時まで
- (3) 参加資格の確認通知 令和7年4月22日（火）
- (4) 質問締切日 令和7年4月16日（水）17時まで
- (5) 質問回答日 令和7年4月22日（火）
- (6) 提案書提出締切日 令和7年5月12日（月）17時まで
- (7) 書類審査の結果通知 令和7年5月19日（月）
- (8) ヒアリング及びプレゼンテーション審査 令和7年5月28日（水）
- (9) 審査結果通知日 令和7年6月 4日（水）

6 参加資格

- (1) 参加できるのは、次の要件全てに該当する者として。なお、本プロポーザルについては、企業共同体及び設計共同体による参加は認めません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
 - (ア) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
 - イ 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと
 - ウ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
 - エ 参加申込書を提出する時点で、倉敷市の入札参加資格者名簿（測量、建設コンサルタン

ト業務等）に登載され、現に入札参加者の資格を有していること

オ 過去10年以内に、国や地方公共団体又は地方公共団体により設置された協議会（道路運送法や地域公共交通の活性化および再生に関する法律に定められた協議会に該当するもの）で、同種業務（1件以上）又は類似業務（2件以上）の実績があること

※同種業務とは、地域にある複数の公共交通機関（鉄道、路面電車、路線バス、コミュニティ交通等）のルートや駅・停留所、利用に関する情報などを一元的に掲載したマップ（公共交通マップ等）の作成を指し、類似業務とは、1種の公共交通機関に特化し、ルートや駅・停留所、利用に関する情報などを掲載したマップ（鉄道路線図、コミュニティバスマップ、航路マップ等）の作成を指すこととします。

（2）本プロポーザルに参加する者は、本プロポーザル実施についての公募開始日から本業務委託に係る契約を締結する日までの間に、次のアからクまでのいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 前項アからエまでの要件を満たさなくなったとき

イ 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき

ウ 手形又は銀行取引停止処分、若しくは支払停止事由が発生したとき

エ 差押、仮差押又は仮処分がなされたとき

オ 破産又は特別清算の手続について申立てがなされたとき

カ 会社更生又は民事再生の手続について申立てがなされたとき

キ 企画提案に係る提出物の作成に当たり、第三者の著作権を侵害したとき

ク 倉敷市において指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けたとき

7 配置技術者の資格要件

（1）管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置することとします。管理技術者、照査技術者は各1名（兼任は不可）、担当技術者は1名以上とします。

（2）管理技術者は、過去10年以内に同種業務又は類似業務を担当した実績がある者としてします。

（3）配置技術者は、業務完了までその変更を認めません。ただし、病気、死亡等の特別な理由がある場合を除きます。

8 質問・回答の方法等

（1）質問方法 電子メールで質問書【様式4】を送付

※質問者は必ず電話で電子メールを送付した旨の連絡をしてください。

（2）送付先 「19 書類提出先・問い合わせ先」に同じ

（3）受付期間 令和7年4月16日（水）17時まで

（4）回答日時 令和7年4月22日（火）17時まで

（5）回答方法 ホームページで公表

（6）その他

ア 電話等による口頭での問い合わせには対応しません。

イ 質問の内容等に不明な点がある場合は、説明を求めることがあります。

ウ 質問の内容等によって、プロポーザル方式による業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがあります。

エ 提出期限までに到着しなかった質問については、いかなる理由であっても回答しません。

9 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和7年4月16日(水) 17時まで(時間厳守・郵送の場合必着)
- (2) 提出方法 持参または郵送

(3) 提出書類

ア 参加申込書【様式1】

イ 参加申込者の概要等(任意様式、パンフレット等でも可)

ウ 業務実績調書【様式2】

「6 参加資格」(1) オ に定める実績を記載

エ 配置技術者調書【様式3-1~3】

(4) 提出部数 正本1部

(5) 提出先 「19 書類提出先・問い合わせ先」に同じ

(6) 参加資格の確認通知

令和7年4月22日(火)までに、参加申込書に記載されたアドレスへ、電子メールで参加の可否を通知します。

10 提案書の提出

(1) 受付期間 令和7年5月12日(月) 17時まで(時間厳守・郵送の場合必着)

(2) 提出方法 持参または郵送

(3) 提出書類

ア 提案書(A4サイズ任意様式)

以下の項目の内容を含め、具体的な提案内容の分かる提案書を作成してください(各項目の詳細は別紙評価基準書参照)。

(ア) 実施方針

- ・取組方針
- ・実施体制
- ・実施スケジュール

(イ) 提案内容

- ・地域特性の理解、必要な情報の考え方
- ・課題の理解度
- ・工夫と独創性

※両面印刷で20ページ以内としてください。

※副本には、参加者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないでください。

イ 提案見積書(A4サイズ任意様式)

- ・本業務を実施するため必要な経費全ての額を記載してください。
- ・内訳(算出根拠)が分かるように作成してください。

ウ 過去に参加者において受託し作成した公共交通マップ又はそれに類似するもの

※コピーでも可

- ・提出部数は、公共交通マップ（同種業務において作成したもの）の場合は１種類、類似するもの（類似業務において作成したもの）の場合は２種類とします。
- ・記載言語は問いません。

(4) 提出部数

- ア 「ア 提案書」及び「イ 提案見積書」は、正本１部、副本１０部を提出
- イ 「ウ 過去に参加者において受託し作成した公共交通マップ又はそれに類似するもの」は、１種類につき２部を提出

(5) 提出先 「１９ 書類提出先・問い合わせ先」に同じ

11 選考方法

- (1) 別紙評価基準書に基づき、提案書等の書類審査、ヒアリング及びプレゼンテーション審査により行います。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定します。
- (4) 評価点が基準点全体の６０％未満の場合は、交渉権者として選定しません。
- (5) 参加者が１者であっても、評価点が全体の６０％以上であれば随意契約の交渉を行います。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。
 - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ウ ヒアリング及びプレゼンテーション審査に参加しなかった者
 - エ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者
 - カ （本プロポーザル実施についての公募開始日から本業務委託に係る契約を締結する日までの間に）「６ 参加資格」（２）アからクまでに定める事項のいずれかに該当した者

12 評価基準

別紙評価基準書のとおり

13 書類審査

提案書提出締切後、ヒアリング及びプレゼンテーション審査に先立ち、提案書等の書類審査を行います。なお、参加者が５者を超える場合には、書類審査の評価点の高い順にヒアリング及びプレゼンテーション審査の対象となる上位５者を選定します。

(1) 書類審査の結果通知

令和７年５月１９日（月）に、参加申込書に記載されたアドレスへ、電子メールで選定・非選定を通知します。

- ・ヒアリング及びプレゼンテーション審査の対象者として選定された場合「選定」、選定されなかった場合を「非選定」として通知します。
- ・書類審査の合格者は、ヒアリング及びプレゼンテーション審査に参加してください。
- ・書類審査の評価点は、ヒアリング及びプレゼンテーション審査終了後、選考結果通知に含

めて通知します。

14 ヒアリング及びプレゼンテーション審査

- (1) 日 時 令和7年5月28日(水)
※時間等の詳細については、書類審査の結果通知に添付します。
- (2) 場 所 倉敷市役所本庁舎内会議室(倉敷市西中新田640番地)
- (3) 順 番 参加申込書受理の順番
- (4) 所要時間 参加者1者につき、30分以内(説明15分、質疑応答15分)
- (5) そ の 他

ア ヒアリング及びプレゼンテーションに使用する資料は、提出した提案書のみ使用することとし、追加は認めません。また、パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合も、内容は提案書と同一または抜粋されたものとし、追加は認めません。

イ 説明者は3名以内とし、説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における管理技術者としてください。

ウ パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合は、パソコンを持参してください。会場には、プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル(HDMI方式)を準備します。

エ 参加者は、他の参加者のヒアリング及びプレゼンテーションを傍聴することはできません。

15 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、参加者全者に次の事項を書面で通知します。ただし失格となった場合は、別途通知します。

- (1) 通知する者の得点
 - (2) 優先交渉権者名と得点
 - (3) その他の参加者の名称の無い得点一覧
- ※(2)、(3)については、ホームページで公表します。

16 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

17 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、倉敷市財務規則第173条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金を減免します。

- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、「個人情報の保護に関する法律」等に基づきこれを適切に取り扱うものとします。
- (5) その他契約に関する条項は、倉敷市財務規則によります。

18 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより倉敷市が無償で利用できるものとします。

19 書類提出先・問い合わせ先

倉敷市建設局都市計画部交通政策課 担当 森田、堀
〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地
電話 086-426-3545 FAX 086-421-1600
E-mail : traffic-pol@city.kurashiki.okayama.jp